

DV法関連の平成14年度予算(案)について

法務省

1 人権擁護制度

(1) 概要

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成11年6月23日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第17条は、「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。」と規定していることから、人権の擁護に関する事項を所掌する法務省の人権擁護機関としては、同法の趣旨に反する人権問題に関する相談に適切に対処するために必要な経費を予算要求してきたところである。

(2) 対策及び予算額(政府案)

- ① 男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成12年度に全国の法務局、地方法務局に「女性の人権ホットライン」を設置したところである。平成14年度は、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、相談体制の充実を図る。

【平成14年度予算額 2百万円】

- ② 常駐する人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権被害者の相談に必要な知識の習得を図るため全国8箇所で開催する。

【平成14年度予算額 11百万円】

2 新類型犯罪の処遇に関する総合的研究

(1) 概要

近年、殺人や強盗といった従来型犯罪に加えてストーカー行為、児童虐待行為、家庭内暴力行為といった新たな犯罪の類型が表面化してきている。

(2) 対策及び予算額(政府案)

上記犯罪を犯した犯罪者に対する処遇に関して行動学的・心理学的観点などを取り入れた総合的研究を実施する。

【平成14年度予算額 6百万円】